

平成30年度(2018年度)  
「宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業  
(ベンチャー企業等による宇宙用部品・  
コンポーネント開発助成)」

公募要領

公募受付期間

2018年3月8日(木)～4月16日(月)正午必着

【ご注意】

1. 本事業は、2018年度の政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容の変更や中止等が生じる場合があります。
2. 本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請と、NEDOへの申請書類(提出書類一式及び電子ファイル)の提出が必要です。当該システムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。  
なお、e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度要する場合がございますため、未登録の方はお早めにご登録願います。
3. 持参での受付は受領致しませんのでご注意願います。

2018年3月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
イノベーション推進部

# 目次

1. 件名	1頁
2. 事業概要	1頁
3. 応募要件	4頁
4. 助成事業の選定について	9頁
5. 採択事業について	13頁
6. 応募方法等	16頁
7. 禁止事項及び不正防止について	20頁
8. その他	24頁

※交付金申請書記入様式を、別途公募のWEBページに公開(Word版、Excel版)していますので、申請書作成にはそちらをご利用ください。

---

## 申請書類作成の流れ

公募要領で事業を理解し、申請内容を検討



交付申請書(別途WEBページで公開)をダウンロードし、内容を理解した上で必要事項を記入



チェックリストに従って提出物をそろえる



提出締切:2018年4月16日(月)正午必着(送付のみ)

---

平成30年度(2018年度)

## 宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業

(ベンチャー企業等による宇宙用部品・コンポーネント開発助成)

### 公募要領

2018年3月8日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)は、「宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業(ベンチャー企業等による宇宙用部品・コンポーネント開発助成)」の公募を行います。

本事業はNEDOの「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に則り実施します。

なお、本事業は、2018年度予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容の変更や中止等が生じる場合があります。

## 1. 件名

「宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業(ベンチャー企業等による宇宙用部品・コンポーネント開発助成)」

## 2. 事業概要

### 2-1. 背景

我が国の宇宙開発・利用については、「産業の振興」、「国家の安全保障」、「宇宙科学研究開発」を3本柱とした総合的な国家戦略として2008年5月に「宇宙基本法」が制定しました。当該法律においては、我が国の宇宙開発・利用の基本的枠組みを定めています。

2015年1月には「宇宙基本計画」が改訂され、近年の宇宙産業を取り巻く環境の変化に対応した宇宙政策の目標として、民生分野における宇宙利用推進等が宇宙政策の目標として掲げられています。

こうした宇宙開発に係る背景のもと、政府は技術的な戦略として2016年3月に「宇宙用部品・コンポーネントに関する総合的な技術戦略」を制定し、技術戦略ロードマップの策定による関係者の分担・協力による効率的な取組、外需・民需も見据えた適切な開発目標の設定と戦略的な研究開発の推進、宇宙実証機会の拡大と効果的な活用、JAXA部品認定制度の国際的な認知度等による輸出環境の改善、部品・コンポーネントの輸出拡大に向けた取組、自動車部品等の積極的な活用、PDCAサイクルのための体制の構築を掲げています。

2017年5月に策定された「宇宙産業ビジョン2030」では宇宙産業の振興に向けて、中小・ベンチャー企業等をはじめとした新規参入者の層を拡大させるとともに、新規参入者の事業化・成長への取組を積極的に後押しし、市場の活性化を図っていくことが重要であると記載されています。

さらに、2017年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」においても「宇宙用部品・コンポーネントに関する総合的な技術戦略」に基づき、国産化支援等を行い、宇宙空間での実証事業を促進することが明記されています。

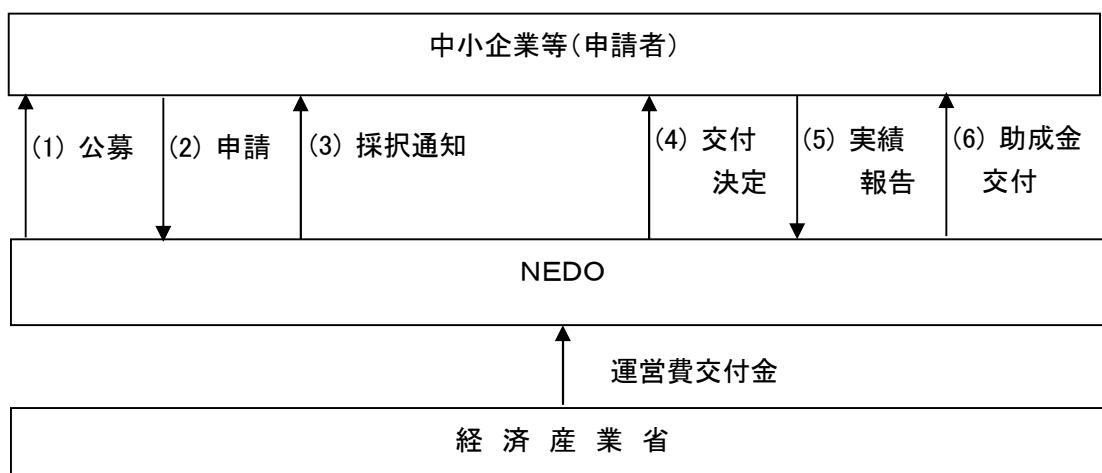
## 2-2. 目的

本事業では、潜在的技術を有する中小・ベンチャー企業等(以下、中小企業等という)の保有する技術シーズを活用し、人工衛星等の宇宙用部品・コンポーネントの開発に係る研究開発の一部を支援することで、宇宙機器産業の裾野を広げると共に、人工衛星等の高信頼性・低コスト化を実現し、我が国の宇宙機器産業の競争力強化を目指します。

## 2-3. 事業の流れ

- (1) 助成を希望する中小企業等から、郵送又は特定信書便<sup>(※1)</sup>により助成金交付申請書を提出していただきます。
- (2) NEDOは、外部専門家による審査及びNEDO内の審査を経て採否を決定し、その結果を通知するとともに、採択者の名称等をホームページで公開します。
- (3) 助成事業終了時に、採択された中小企業等(助成事業実施者)から実績報告書を提出していただきます。
- (4) NEDOは、(3)の実績報告書に基づき精算払いを行うことを原則とします。ただし、概算払いの必要があると認められる場合は、証拠書類により支払い実績が確認できる費用について概算払いを行います。

※1:バイク便は不可



## 2-4. 事業期間

原則として、交付決定通知書に記載する事業開始の日から3年以内とし、最長で2021年2月末までの期間で1年間ごとに任意に設定可能とします。(交付決定は、2018年6月中旬を予定しています。)

終了予定年月日は、事業終了予定年の2月28日までとしてください。

## 2-5. 予算規模

99,994千円(一般会計)

予算の範囲内で採択します。なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により申請額から減額して交付することがあります。

## 2-6. 交付規程

NEDOの「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に則り実施します。

### 3. 応募要件

#### 3-1. 助成対象事業分野等

助成事業としては、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 人工衛星等の宇宙用部品・コンポーネント開発に係る技術開発であること。
- (2) 事業期間終了後、概ね3年以内に実用化が可能な具体的な計画を有すること。
- (3) 研究開発内容に新規性、研究開発要素を有していること。

#### 3-2. 実施体制

複数機関で申請する場合は、代表となる機関を申請者とし、申請者以外の機関を連名申請者とし、申請者及びすべての連名申請者は「3-1. 助成対象事業分野等」、「3-3. 助成対象事業者」の要件を満たし、申請時には、複数機関の役割分担を明確にさせていただく必要があります。なお、代表となる機関のNEDOへ計上を予定する費用は、全体の対象費用の50%以上とする必要があります。

#### 3-3. 助成対象事業者

申請者及び連名申請者（法人格を有する者に限る）は、助成対象事業者として次の(1)～(7)の全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 日本に登録されている民間企業等であって、当該助成事業者が本申請に係る主たる技術開発のための拠点を日本国内に有すること。  
(注)日本国内の法人格を有する者が助成事業者となる別の法人を設立する場合には、交付申請時に法人設立準備中であることを証明する資料を提出するとともに、この公募の採択決定直後に行う交付決定の時までに助成事業者が日本国内の法人格を有することを条件として応募の対象とします。
- (2) 助成対象事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- (3) 助成対象事業を的確に遂行するために必要な費用の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- (4) 助成対象事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- (5) 当該助成事業者が遂行する助成事業が、本事業の目的を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- (6) 当該助成事業者が助成に係る企業化に対する具体的な計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- (7) 以下の(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかの要件を満たす者であること。なお、資本金基準及び従業員基準は、申請者（連結ではなく、単体）が、申請書提出日において、下記の基準を満たしていること。売上高基準は、申請者（連結ではなく、単体）が、申請書提出日の属する事業

年度の前事業年度において、下記の基準を満たしていること。

- (ア) 中小企業基本法に定められている資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者(注1)に該当する法人であって、みなし大企業(注2)に該当しないもの。
- (イ) 売上高1,000億円未満又は従業員が1,000人未満の企業(以下、「中堅企業」という。)であって、みなし大企業に該当しないもの。
- (ウ) 以下の i) 又は ii) のいずれかに該当する「中小企業者」又は「中堅企業」としての組合等
  - i) 産業技術力強化法施行令第6条第1項第3号に規定する事業協同組合等(技術研究組合等を含む)。なお、同号が規定する「中小事業主」は、「中小企業者又は中堅企業」と読み替える。
  - ii) i) のほか、特別の法律により設立された組合及びその他連合会の要件については産業技術強化法施行令第6条第1項第3号を準用する。なお、同号が規定する「中小事業主」は、「中小企業者又は中堅企業」と読み替える。

(注1) 本事業において、「中小企業者」とは以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たすものをいう。

主たる事業として 営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数※)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員(解雇予告不要者)を含まない。

(注2) 本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者又は中堅企業であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(※)の所有に属している企業
- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(※)の所有に属している企業
- ・ 大企業(※)の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人。

(※) 本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者及び中堅企業を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

上記の要件を満たす申請を助成対象とし、連名申請も助成対象となります。その場合、助成対象費用の50%以上の経費を代表申請者に計上する必要があるとともに、申請書において、研究開発及び事業化におけるそれぞれの役割分担等を明確に記述してください。また、NPO法人等企業化能力のない者の申請は公募の対象とはしませんのでご注意ください。

### 3-4. 助成対象費用

助成の対象となる費用は、本助成事業で実施する技術開発に直接必要な費用である機械装置等費、労務費、その他経費及び委託費・共同研究費です。

なお、本事業の助成金を交付される事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下「国民との科学・技術対話」という。)に関する経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を申請書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否の判断については、技術開発活動自体への影響等も勘案して行います。また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。

なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により申請額から減額して交付することがあります。

費目ごとの内容は次のとおりです。

#### I. 機械装置等費 (生産設備は対象外)

##### 1. 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。

##### 2. 機械装置等製作・購入費

助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入、又は借用に要する経費。

##### 3. 保守・改造修理費

プラント及び機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として価値を高め、又は耐久性を増す場合)、修理(主として現状に回復する場合)に必要な経費。

※なお、建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や使用期間の目途等を確認し、場合により修正を求めることがあります。

#### II. 労務費

##### 1. 研究員費

助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。

##### 2. 補助員費

助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費(ただし、上記1. 研究員費に含まれるものを除く)。



※補助員単価は、補助員1人あたり12,900円/日を上限とする。また、法定福利費を負担している場合は、14,950円/日を上限とする。

労務費は健保等級に基づく労務費単価を用いて算定してください。

※健保等級に基づく労務費単価の考え方については、下記マニュアルの労務費の項目をご参照ください。

[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)

※本助成事業で使用する労務費の請求単位は「時間単位」のみとします。

### Ⅲ. その他経費

#### 1. 消耗品費

助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。

#### 2. 旅費

①助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。

②研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で、旅費、滞在費、交通費。

#### 3. 外注費

助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費。

#### 4. 諸経費

上記の1～3のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信費、借料、図書資料費、通訳費、運送費、学会等参加費。

### Ⅳ. 委託費・共同研究費

助成事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の大学及び公的研究機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰ～Ⅲに定める項目に準じて行う。

① 交付決定時における助成金総額の50%未満を対象とします。

② 本費用を計上する場合は、費目別の内訳も揭示していただきます。その際、以下の点にご留意ください。

- 申請者の従業員を当該共同研究機関に出向させる場合の当該出向者の労務費を、この共同研究費の中に計上することはできません。
- 共同研究機関が購入する機械設備等の費用をこの共同研究費の中に計上することはできますが、この場合は、「当該設備の処分制限の機関は、当該設備を助成金の交付の目的に則り使用する」旨の文言を共同研究契約等に挿入してください。
- 共同研究機関において発生する本事業の直接経費の10%(大学は15%)を上限として間接経費も助成対象とします。

※共同研究のみ計上可能で事業の一部を委託することは認めていません。また、海外機関及び国内の民間企業との共同研究についても計上は認められません。

## 3-5. 助成率及び助成金の額

### (1) 助成率

2/3以内

(2) 助成金の額

1件1年間当たり20百万円以内

## 4. 助成事業の選定について

### 4-1. 選定方法

NEDOは、(1)一次審査(外部専門家による書面審査等)の評価上位者に対し、(2)二次審査(外部専門家による審査委員会等)を行い、その後(3)契約・助成審査委員会を経て、助成する事業を選定し採択します。また、助成事業者の技術開発体制が我が国の政策に沿ったものであるかについても評価されます。なお、(2)二次審査(外部専門家による審査委員会等)においては、事業者から申請内容のプレゼンテーションを行っていただきます。また、必要に応じ、事業者に対し経営者へのヒアリングを行う場合があります。

#### (1)一次審査及び(2)二次審査

評価者(外部専門家による委員)が、評価項目(「4-2 助成対象事業の審査」参照)に従って技術評価及び事業化評価を行います。

応募する事業案件に関して、利害関係のない評価者(外部専門家による委員)を選任して実施しますが、公正な決定プロセスを確保するために、提出書類等の「添付資料5 利害関係者一覧」に任意で利害関係者にあたる評価者(外部専門家による委員)の所属、氏名、理由について記載いただけます。(利害関係者の定義については下記をご参照ください。)

#### 利害関係者の定義

##### 1 規程

NEDOでは、NEDO技術委員・技術委員会等規程(平成15年度規程第63号)(以下「規程」という。)第27条及び第35条それぞれの第2項において、利害関係者を次のとおり規定しています。

##### 【規程抜粋】

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定める通りとする。

- 一 審査を受ける者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族にある者
- 二 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
- 三 審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者
- 四 審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者
- 五 その他機構が利害関係者と判断した者

#### (3)契約・助成審査委員会

NEDOの役職員で構成する契約・助成審査委員会で、採択候補の案を審議し、採択する案件を決定します。

#### その他の事項

- a. 評価者(外部専門家による委員)が申請案件と利害関係があるとNEDOが判断した場合、当該案件についての評価者(外部専門家による委員)の評価は除外します。
- b. 評価及び審査は非公開で行われ、選定に係わるNEDO及び評価者(外部専門家による委員)へのお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。
- c. 評価者(外部専門家による委員)への個別説明等の活動を行った場合は審査対象からの除外、交付決定の取り消し等所要の措置を講じます。

## 4-2. 助成対象事業の審査

助成対象事業の採択に際しては、次の視点から審査します。

### (1) 事業の要件及び事業者の要件に関する審査

「3-1 助成対象事業分野等」、「3-2 実施体制」、「3-3 助成対象事業者」及び「7 禁止事項及び不正防止について」に記載されている要件に適合しているかを審査します。本要件に適合していないと判断された場合は、評価対象とならない場合があります。

### (2) 政策意図、技術及び事業化に関する審査の基準

提案された技術開発テーマについて、以下の i)～iii)の項目に関して審査します。

#### i) 政策意図に関する評価項目

項目	審査基準
助成対象分野への適合性	・申請内容が本事業の助成対象分野に適したものであり、市場の活性化に資する提案であること。
政策との整合性	・申請内容が政府の宇宙用部品・コンポーネントに関する総合的な技術戦略等を意識した提案であること。

#### ii) 技術に関する評価項目

項目	審査基準
基となる研究開発の有無	・提案の実用化開発の基となる技術開発の成果(実験データ等)が明確に示されていること。また、提案の実用化開発のシーズについて基礎的な検討が十分に行われていること。
技術の新規性及び目標設定レベルの程度	・新規性のある技術であって、国際的に見ても目標設定のレベルが相当程度高いこと。
特許・ノウハウの優位性	・申請者(企業)が開発商品に関する優位性のある特許及びノウハウを保有していること。あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。
目標、課題、解決手段の明確性	・本事業における目標値、技術課題及び解決手段が明確であること。
費用対効果	・研究計画に要する費用(助成金の使用計画)が適切であり、費用対効果(助成金額と得られる事業化効果など)が高く、助成規模に応じて効果(社会的必要性など)が十分に期待できること。

研究計画の妥当性	・予定期間内に計画された技術的課題が解決される可能性が高いこと。
----------	----------------------------------

iii) 事業化に関する評価項目

項目	審査基準
新規市場創出効果	・当該研究成果の広汎な製品・サービスに利用の可能性が大きく、新規産業の開拓等に貢献するものであること。市場規模を判断材料とし、その際に助成金額(全期間)を考慮。
市場ニーズの把握	・市場ニーズを具体的に把握(ユーザーとの接触、市場調査等)していると共に、それを反映させた開発目標の設定がなされていること。
開発製品・サービスの優位性	・市場ニーズを踏まえて、開発した製品・サービスが競合製品等と比較して優位(性能、価格等)であること。将来の市場において相当の占有率が期待できること。
事業化体制	・技術開発体制のみではなく、事業化をするために適切な体制となっていること。
事業化計画の信頼性	・事業期間終了後概ね3年以内に実用化が達成される可能性が高いことを示す具体的かつ的確な事業化計画を提案し、予想されるリスク(市場変動、技術変革等)などへの対策が盛り込まれていること。
採用予定先(取引先)等との連携	・事業化に向けて開発された技術の採用予定先(取引先)等との連携がなされていること。 ・当該研究開発成果の製品・サービスについて、ユーザーからの推薦を得ていること。

(3) 助成金の交付先に関する選考基準

助成金の交付先は、次の基準により選考するものとする。

- i) 助成金交付申請書又は申請書の内容が次の各号に適合していること。
  - ア. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。
  - イ. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
  - ウ. 助成事業の経済性が優れていること。
- ii) 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。
  - ア. 関連分野における事業の実績を有していること。
  - イ. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。
  - ウ. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
  - エ. 経営基盤が確立していること。
  - オ. 助成事業の実施に関してNEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

4-3. 交付先の決定、通知及び公表

- (1) 採否結果の通知時期は、2018年6月中旬を予定しています。
- (2) 審査の内容によって、実施内容や助成対象経費の変更等が「採択の条件」となる場合があります。

ます。「採択の条件」に不服がある場合は申請を取り下げることができます。

- (3) 採択された事業については、上記の条件等を実施事業の内容に反映するなど、必要な調整を行ったのち、6月中旬を目途に、NEDOから申請者に交付決定通知を発送します。
- (4) 不採択の場合も、評価コメントを添えて、その旨後日通知します。
- (5) 採択された事業においては、申請者の企業名、助成事業の名称を公表します。
- (6) 評価者(外部専門家による委員)の氏名については、採択決定後にNEDOウェブサイトに関開します。
- (7) 交付規程第9条の他に、新たに条件を付加する場合があります。

#### 4-4. 公募及び助成事業のスケジュール

公募期間	3月 8日(木)～4月16日(月)
公募説明会	3月 9日(金)【川崎会場(第1回目)】 3月15日(木)【大阪会場】 3月19日(月)【札幌会場】 3月20日(火)【川崎会場(第2回目)】 3月22日(木)【名古屋会場】 3月23日(金)【福岡会場】
審査期間	4月下旬～6月上旬 (※必要に応じてヒアリングを行う場合があります。)
交付決定	6月中旬

## 5. 採択事業について

### 5-1. 中間・事後評価の実施

本事業は最長で3年間の計画とすることが可能となっておりますが、交付決定期間は最大で2年間です。3年間の計画を採択した場合においては、事業期間内において中間評価を予定しています。評価の結果によっては、3年目の計画に変更が生じる場合又は研究開発の縮小・中止となる場合もありますのでご注意ください。

また、事業期間終了後適切な時期に、技術開発目標の達成度合い、今後の実用化に向けたその後の取組みを評価する事後評価を実施します。

### 5-2. 交付決定の取り消し

- (1) 申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。また、助成金の交付にあたって付された条件に従い報告書の提出義務等が果たされない場合、助成金交付後であっても交付規定に基づき、交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用、また、企業名の公表等が行われることがあります。

### 5-3. 助成金の支払い

本事業における助成金の交付は、助成期間終了後に提出していただく実績報告書に基づき、精算払いを行うことを原則としています。ただし、必要があると認められる場合は、証拠書類により支払い実績が確認できる費用について概算払いを行います。

### 5-4. 取得財産の管理

- (1) 本事業における取得財産の所有権は助成事業者にあります。これを処分しようとするときは、あらかじめNEDOの承認を受ける必要があります。

※助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、助成事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなっており、NEDOが別に定める期間内に当該資産を助成金の交付の目的外(他研究への転用、商用生産、廃棄、売却等)に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。なお、当該資産を処分(目的外使用)することにより収入金があった時は、NEDOの請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります。他研究への転用、商用生産、廃棄等の場合は、原則として残存簿価を収入金とみなします。

- (2) NEDOでは、処分制限取得財産等を補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で、一時的に(当該年度を超えない範囲で)行う転用又は貸付けを行う場合、経済産業省通達「補助事

業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に準じた取扱いを行います(詳細は以下URLを参照してください)。

[http://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/org\\_daijin\\_kaikei2.html](http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html)

- (3) 本助成金で取得した固定資産等に関しては、圧縮記帳を適用することが可能です。  
(注) 圧縮記帳: 新たに取得した固定資産の帳簿価格を助成金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳することによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたせることにより直接的な課税が生じないようにする制度です。なお、詳細は税務署・税理士等に確認してください。

## 5-5. 産業財産権の届出書

助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間又はその終了後5年以内に出願、取得、譲渡もしくは実施権を設定した場合には、NEDOに届出書を提出する必要があります。

## 5-6. 本事業で得られた成果の発表の取扱いについて

- (1) 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開(取材対応、ニュースリリース、製品発表等)を実施する際は事前にNEDOに報告をしてください。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとします。
- (2) 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体(電子メール等)による通知を認めます。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとします。
- (3) 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めてください。
- (4) 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示してください。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができます。

※発表前又は公開する場合の記載例

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られたものです。」

※事業化等について発表又は公開する場合の記載例

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られた成果を(一部)活用しています。」

## 5-7. 事業期間終了後

- (1) 事業期間の終了年度の翌年度以降5年間は、毎年、企業化状況報告書をNEDOに提出していただきます。
- (2) 事業期間終了後の収益納付について、下記に留意してください。



- ① 企業化状況報告書により、助成事業の実施結果の実用化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及び助成事業の実施結果の他への供与による相当の収益が認められたときは、原則、その収益の一部をNEDOに納付していただきます。
- ② 収益納付額の合計は、助成金の確定額を上限とします。
- ③ 収益納付すべき期間は、事業期間の終了年度の翌年度以降5年間とします。
- ④ 収益額が少額な場合（収益納付期間単年度換算した助成金確定額の1%未満）は、収益納付対象外とします。また、助成事業者の経常収支が赤字となる場合は、NEDOは納付について猶予する場合があります。

#### 納付額の算出式

納付額 = ①助成事業に係る当該年度収益額 × ②助成金寄与度  
ただし、

- ① 助成事業に係る当該年度収益  
……損益計算書(P/L)上の営業利益 × (助成事業対象部分売上 ÷ 売上高)
- ② 助成金寄与度 = 助成金確定額の1/5 ÷ 各年度に要したコスト  
(助成寄与度 = 助成金確定額 / 助成対象費用の考え方も可)

なお、詳細は「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアルに依ります。

- (3) 事業期間終了後適切な時期に、技術開発目標の達成度合い、今後の事業化に向けたその後の取り組みを評価するため、事後評価を実施します。助成事業者の皆様には資料の作成及びプレゼンテーションを行っていただきます。

## 6. 応募方法等

### 6-1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請

#### (1) 府省共通研究管理システム(e-Rad)への登録

本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)(※1)への申請手続きと、NEDOへの申請書類の提出の両方の手続きが必要となります。このe-Radによる申請手続きを行わないと本事業への申請ができませんので、ご注意ください。

#### (※1)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記のURLを参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、下記のヘルプデスクにて受け付けます。

- e-Rad ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>
- e-Rad 利用可能時間帯: 平日、休日ともに0:00~24:00  
(国民の祝日及び年末年始も、上記のとおり利用可能。ただし上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)
- e-Rad ヘルプデスク  
電話番号: 0120-066-877 (フリーダイヤル)、03-3455-8920(直通)  
受付時間: 平日9:00~18:00 ※国民の祝日及び年末年始を除く

#### (2) 手続きの概略

以下、①~④の手続きのうち、①~②の手続は、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、IDを取得されている場合は不要です(③~④の手続きは必要です)。

##### ①所属研究機関の登録

申請にあたっては、応募時までe-Radに研究者が登録されていることが必要になります。研究者の所属機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録申請書をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

##### ② 研究者の登録

研究代表者の登録を行い、研究者ID及びパスワードを取得してください

##### ③ 応募基本情報の入力と「応募内容提案書」の出力

e-Radポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」を印刷してください。(この印刷物はNEDOへの提出書類として必要になります。)

#### ④ 応募情報の確認と登録

応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから「確認・実行」ボタンをクリックし、登録を完了して下さい。「確認・実行」ボタンを押さないとe-Rad上での登録が完了しません。

#### ※注意事項

- 申請書類をNEDOへ提出する際には、e-Radに登録されている必要があります。申請の前に十分余裕をもってご準備いただき、提出締切日までに登録を完了するようお願いいたします。
- 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Radのヘルプデスクまで連絡してください。
- e-Radでの申請は、申請者のみ必要です。(共同研究先は必要ありません)

## 6-2. 助成金交付申請書類等

助成金を希望する事業者は、申請書様式を用いて下記の助成金交付申請書一式をNEDOに提出してください。

### (1) 提出書類

- 助成金交付申請書 正1部(片面印刷)
- 助成金交付申請書 写し3部(両面印刷)
- 助成金交付申請書 副本をPDFファイル化したもの(ファイル名:「申請事業者名.pdf」(PDFファイル))及び必要事項を記入した情報項目ファイル(H30 情報項目ファイル.xls(Excelファイル))をCD-Rに保存したもの
- 宛先を明記した返送用封筒(82円切手を貼付のこと)

### (2) 留意事項等

- 申請書類は、添付書類を含め、全てA4サイズとし、各部ごとに縦2穴パンチの上、左上をダブルクリップでとめてください(ホッチキス等で綴じたり、製本したりしないで下さい)。
- なお、提出された申請書類、添付資料等は返却しません。
- 「H30 情報項目ファイル.xls【Excel】」には、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)で取得した、助成事業者の研究機関番号、研究開発代表者の研究者番号を記入する欄がありますので、必ず記入してください。

### (3) 申請書類送付先

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー20階

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 プラットフォームグループ

宇宙事業 申請窓口 宛

TEL:044-520-5175

## 6-3. 申請書の様式

助成金交付申請書等は、NEDOのホームページ(公募情報のページ参照)からダウンロードすることができます。

- H30 公募要領【PDF】
- H30 情報項目ファイル【Excel】
- H30 助成金交付申請書1【Word】
- H30 助成金交付申請書2【Excel】
- 主任研究者 研究経歴書

#### 6-4. 申請に関する注意

- (1) 同一事業者が異なるテーマについて複数の応募をすることは可能ですが、採択されるテーマ数について制限させていただくことがあります。
- (2) 採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算等により申請額から減額して交付決定することがあります。
- (3) 申請書は日本語で作成してください。また、採択された場合の事業実施にあっても、助成事業者が作成する書面は日本語で作成していただきます(インボイスなどの取引先等から入手する書面については英語も可としますが、和訳を添付してください。)
- (4) 提出書類を受理しますと、後日、申請書受理確認書を郵送します。
- (5) 提出期限を過ぎた提出書類、応募の要件を有しない者の提出書類、不備がある提出書類は受理できません。
- (6) 提出された書類等は返却できませんのであらかじめご了承ください。
- (7) 採択に至った場合は、事業期間中に必要に応じて、外注先や研究員へのヒアリングを行うことがあります。

#### 6-5. 受付期間

申請書の受付期間は次のとおりです。

**2018年3月8日(木)から4月16日(月)正午までに、**  
**郵送又は特定信書便<sup>(※1)</sup>で到着したもの(必着)**

※ご参考

特定信書便について : [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000348448.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000348448.pdf)

※1 バイク便は不可とします。

※注意事項

- 持参での受付は行いません。
- 受付期間を過ぎて到着したものは、審査対象とはなりませんのでご注意ください。
- 申請書受理確認書を返送しますので、宛先を明記し82円切手を貼付した返送用封筒を申請書一式にあわせてお送り下さい。

- 書類に不備等がある場合は原則として審査対象とはなりませんので、申請書様式に従って記入してください。様式に記載されている項目の変更はしないで下さい。
- e-Radの登録が無い場合には、審査対象となりませんので、ご注意ください。

## 6-6. 問い合わせ先及び申請書送付先等

この公募内容に関するお問い合わせは、下記まで平日9:30～17:45の間にご連絡ください。

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)  
イノベーション推進部 プラットフォームグループ 宇宙事業 担当  
〒212-8554  
神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー20階  
TEL:044-520-5175  
FAX:044-520-5178  
メールアドレス:space-venture2018@nedo.go.jp

## 6-7. 公募説明会

本事業の内容、申請にあたっての手續等について、公募説明会を行います。詳細はNEDOのホームページをご覧ください。申請資格として出席を義務つけるものではありませんが、可能な限りご参加ください。

## 7. 禁止事項及び不正防止について

### 7-1. 本事業内の重複申請

同一事業者が複数の申請をすることは可能です。

### 7-2. 重複助成の排除

「申請者」、「共同研究等先」のいずれかに所属する研究者等において、「不合理な重複」及び「過度の集中」が発生している場合は本助成事業の対象とせず、採択を行いません。

(注)「不合理な重複」とは、

同一の申請者(研究者)による同一の技術開発課題(助成金が配分される技術開発の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の助成金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の技術開発課題について、複数の助成金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の助成金と実質的に同一の技術開発課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の技術開発課題の間で、技術開発費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

(注)「過度の集中」とは、

同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される技術開発費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該技術開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合(%))に比べ、過大な技術開発費が配分されている場合
- 不必要に高額な技術開発設備の購入等を行う場合

- ① 同一の技術開発課題についてすでに他の助成金等を受けている場合、本事業への申請はできませんが、応募中の他の助成金等と同時に応募することは可能です(ただし下記②に留意のこと)。
- ② 応募時に、他府省を含む他の助成金等の応募・受入状況(制度名、申請者名、技術開発課題、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項を応募書類に記載していただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ③ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省等、助成金担当課(独立行政法人である資金配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があります。
- ④ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募(採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)<sup>(※1)</sup>などを通じて、他府

省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)

(※1)府省共通研究開発システム(e-Rad)に関しては、「6 応募方法等」を参照してください。

なお、申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

### 7-3. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。)(※2)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日平成16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。)(※3)に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

#### (1) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ② 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- ③ 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
- ④ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも①~③の措置を講じることがあります。
- ⑤ 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

#### (2) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の(補助/契約)に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

※2 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください

経済産業省ホームページ

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/pdf/150115shishin-fuseishiyou.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/150115shishin-fuseishiyou.pdf)

※3 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください

NEDOホームページ <http://www.nedo.go.jp/content/100103875.pdf>

## 7-4. 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。(\*4))及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日平成19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。(\*5))に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

### (1) 本事業において不正行為があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間:不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2~10年間)
- ③ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間:責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1~3年間)
- ④ 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ⑤ NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

### (2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。



※4 研究不正指針についてはこちらをご参照ください

経済産業省ホームページ [http://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_policy/shishin.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/shishin.pdf)

※5 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください

NEDOホームページ <http://www.nedo.go.jp/content/100103881.pdf>

## 7-5. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

### 通知先

NEDO 検査・業務管理部

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー16階

TEL:044-520-5131

FAX:044-520-5133

メールアドレス [helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ホームページ [http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

(電話による受付時間は、平日:9時30分～12時00分、13時00分～18時00分です。)

## 8. その他

### 8-1. 追跡調査・評価

助成事業終了後、成果の発展状況を把握するために、追跡調査・評価にご協力いただく場合がございます。

### 8-2. 申請情報の管理

#### (1) 提出物の管理

提出された申請書等は、助成事業の審査のために使用します。このため評価者（外部専門家による委員）に提出書類等を郵送等にて送付し、審査終了後は、NEDOが回収します。申請者に対し提出物の返却はいたしません。

#### (2) 申請情報の公表

採択された事業にあつては、申請者名、助成事業の名称を公表します。

不採択の場合は、申請者の企業名、事業の名称及び事業の概要を含めて提出書類等の内容は原則として公表いたしません。ただし、他府省等、助成金担当課からの依頼・問い合わせ等に対して、その依頼・問い合わせ等が妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に申請者の企業名、事業の名称及び事業の概要等を知らせることがあります。

### 8-3. 個人情報について

- (1) 提出物等により取得した個人情報は審査及び審査に係る説明会等のご案内、資料送付等に利用します。
- (2) 審査後の通知及び関係する説明会のご案内、資料送付等に利用します。
- (3) NEDOが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用することがあります。
- (4) 特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。
- (5) ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）
- (6) e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究期間名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

### 8-4. 情報公開について

e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## 8-5. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- (1) 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制※2が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※2 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と、②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)24を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- (2) 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- (3) 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- (4) 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

\* 経済産業省:安全保障貿易管理(全般) <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)

\* 経済産業省:安全保障貿易ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

\* 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>

\* 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)